

☆☆令和9年度 保育所等入所案内☆☆

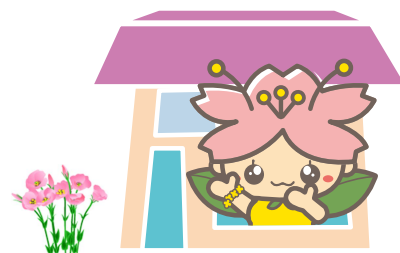
【問合せ先】：柴田町子ども家庭課 Tel.0224-55-2115

◎保育所・小規模保育施設について

保護者が就労や疾病などの理由で家庭で保育できない就学前の児童を、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

◎入所できる年齢について

- 保 育 所：乳児から小学校就学前までの幼児
- 小規模保育施設：乳児から2歳児までの幼児
- ※入所できる0歳児の月齢は、施設によって異なります。



◎施設概要

◆保育施設◆

	保 育 所 名	電 話	所 在 地
公 立	船岡保育所	0224-55-1253	柴田町船岡新栄2丁目18-1
	槻木保育所	0224-56-1332	柴田町槻木下町2丁目6-31
	西船迫保育所	0224-57-1387	柴田町西船迫2丁目5-29
私 立	しばたペンギン国際幼児園	0224-86-4481	柴田町大字船岡字下横橋54-1
	認可保育園カラースつきのき園	0224-87-8946	柴田町大字四日市場字神明203
	ハピネス保育園柴田	0224-86-9812	柴田町槻木東1丁目1-5
	小規模保育施設名	電 話	所 在 地
私 立	あんこハウス（土曜日休業）	0224-54-5305	柴田町船岡東1丁目4-30
	モンテッソーリこどもの家 ぽこぽこふなおか	0224-51-8834	柴田町船岡中央2丁目5-32
	小規模認可保育園 カラースふなおか園	0224-87-8466	柴田町大字船岡字久根添67-1
	ゆるりんのおうち槻木	0224-87-8723	柴田町槻木白幡2丁目10-34
	小規模認可保育園どれみ	0224-87-8747	柴田町槻木上町3丁目2-15
	くまの子	0224-87-8992	柴田町大字船迫庚申前24

◆保育実施日◆

- ・保育実施日：月曜日～土曜日（祝日を除く）

◆保育時間◆

保護者の状況によって、保育利用時間をいずれかに認定します。

①保育標準時間：最長 11 時間

②保 育 短 時 間：最長 8 時間

※保育開始・終了時間、延長保育の有無は施設によって異なりますので、直接各施設へご確認ください。

◎入所申込受付について ※第一希望の施設に直接お申し込みください。

○一斉申込：令和8年11月4日（水）～11月12日（木）

午前8時45分～午後4時00分（土曜・日曜・休日を除く）

○随時申込：令和8年11月13日（金）～ 随時

※育休終了等で年度途中からの入所を希望される方は、一斉申込期間内にお申し込みください。

◎入所申込に必要なもの

- ① マイナンバーカード（父または母）又は本人確認書類（写真付 1 点または写真無 2 点）
- ② 支給認定申請書兼利用者申込書（入所を希望する児童 1 人につき 1 枚）
- ③ 家庭で保育できない状態を確認できる書類（保護者・同居の祖父母 1 人につき 1 種類）

	家族の状況	提出書類
就労の状態にある 1 ヶ月あたり 実働 48 時間以上	就労（会社員等） ※産休・育休中の方も含む	就労証明書
	農業・自営業	就労証明書及び営業許可証など
その他	出産（就労していない方）	申出書及び母子手帳の写し
	疾病・障がい	申出書及び診断書・手帳など
	介護・看護	申出書及び介護保険証など
	求職活動	求職活動申告書及び証明書など
	就学	在学証明書

※昭和 38 年 4 月 1 日生まれまでの方は提出の必要はありません。

◎入所決定について

- 提出書類の内容および面談によって審査し、保育の必要性の事由に該当する程度の高い児童から入所を決定します。先着順ではありません。決定通知の発送予定日は 1 月末頃になります。
- 定員超過により、入所できない場合があります。年度内に入所を希望する場合には、あきまち登録をしてください。
- 提出書類に虚偽記載があった場合は、決定後でも取消しとなります。

◎教育・保育利用者負担額について

◇保育認定子どもに係る利用者負担額表

小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分			0～2歳児クラス（出生から3歳になって最初の3月31日まで）										3～5歳児クラス			
			3号認定										1号認定	2号認定		
			保育標準時間					保育短時間					第3子～	教育 標準 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間
第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1		第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1										
		第1子	第2子			第1子	第2子									
国 道 標 準	階層 区分	階層認定の基準														
1	A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3	C1	市町村民税均等割額のみ世帯	17,500	8,750	8,000	無 償 と な り ま す	17,300	8,650	8,000	無 償 と な り ま す	無 償 と な り ま す	無 償 と な り ま す	た だ し、 保 育 料 は 無 償 と な り ま す。 ※ 額 の 支 払 い が 必 要 と な り ま す。 （ 給 食 費 ） は 施 設 で 定 め ら れ て い ま す。 ※ 小 学 校 就 学 前 の 児 童 か ら 第 3 子 以 降 は 免 除 と な り ま す。	る た だ し、 保 育 料 は 無 償 と な り ま す。 ※ 額 の 支 払 い が 必 要 と な り ま す。 （ 給 食 費 ） は 施 設 で 定 め ら れ て い ま す。	小 学 校 就 学 前 の 児 童 か ら 第 3 子 以 降 は 免 除 と な り ま す。	
	C2	48,600円未満	19,500	9,750	19,300		9,650									
	D1	48,600円以上から52,000円未満	22,100	11,050	21,700		10,850									
	D2	52,000円以上から57,000円未満	24,700	12,350	24,300		12,150									
4	D3	67,000円以上から 82,000円未満	27,300	13,650	26,900	13,450	26,900	13,450								
	D4	82,000円以上から97,000円未満	30,000	15,000	29,600	14,800	29,600	14,800								
	D5	97,000円以上から115,000円未満	33,600	16,800	33,000	16,500	33,000	16,500								
	D6	115,000円以上から133,000円未満	37,200	18,600	36,600	18,300	36,600	18,300								
5	D7	133,000円以上から151,000円未満	40,800	20,400	40,800	20,400	40,200	20,100	40,200	20,100						
	D8	151,000円以上から169,000円未満	44,500	22,250	44,500	22,250	43,900	21,950	43,900	21,950						
6	D9	169,000円以上から213,000円未満	50,000	25,000	50,000	25,000	49,100	24,550	49,100	24,550						
	D10	213,000円以上から257,000円未満	55,500	27,750	55,500	27,750	54,600	27,300	54,600	27,300						
	D11	257,000円以上から301,000円未満	61,000	30,500	61,000	30,500	60,100	30,050	60,100	30,050						
7 {	D12	301,000円以上	74,000	37,000	74,000	37,000	72,800	36,400	72,800	36,400						

【参考】

- 利用者負担額は、保護者の市町村民税の合算された額と、児童の年齢によって決まります。3 歳以上児と、0 歳から 2 歳児の住民税非課税世帯は無償となります。
- 副食費、延長保育料などは無償化の対象となりませんが、副食費については、世帯の収入状況によって免除される場合があります。
- 年に一回算定年度の切替を行い、9 月分から金額が変更になる場合があります。
- 同世帯から、小学校就学前の児童が同時に 2 人以上特定の施設に入所している場合は、2 人目以降の保育料について軽減措置があります。階層によって年齢上限の撤廃があります。
- 利用者負担額の納期限は、毎月末日となります。※正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、滞納処分の措置をとることになります。

※0 歳から 2 歳児の副食費は利用料に含まれます。